

2021年2月定例県議会 一般質問

2021年3月2日

日本共産党 吉田英策県議

日本共産党の吉田英策です。通告に従い質問をいたします。

一、福島県沖の地震について

2月13日深夜に起きた、福島県沖の地震は、県内に大きな被害をもたらしました。被害にあわれた方々に心よりお見舞いを申し上げます。県民は、東日本大震災・原発事故、台風被害、新型コロナウイルス、そして今回の福島県沖の地震と二重三重の被害を受け続けています。

私は地震直後、相馬市を尋ね、被害調査をおこない、市の担当者からお話を伺いました。避難所の開設、ブルーシートの配布、被害調査など生活再建のための取り組みが急速に進められている一方で、多数の家屋がブルーシートで覆われるなど被害の生々しさが伺われました。今回の地震では現在、8市9町が災害救助法の適用を受けています。調査が進めば、被害がさらに広がることも予想され、被災者及び被災自治体への迅速な支援が求められます。

①2月13日に発生した地震について、災害救助法を被害の実態に即して適用を拡大し、被災者を支援すべきと思いますが、県の考えをお聞きます。

被害程度が10%未満には、災害救助法も被災者生活再建支援法も適用になりません。広範囲にわたり、屋根瓦の被害など支援法の適用にならない被害にみまわれています。

②2月13日に発生した地震について、被災者生活再建支援法の対象とならない世帯に対し、県独自の見舞金を支給すべきと思いますが、県の考えをお聞きます。

これまで県内事業者は、台風災害やコロナ禍で厳しい経営を強いられ、そのうえ今回の地震によってさらに、経営の困難さが続きます。事業の継承には、思い切った支援策が求められます。

そうした中、政府は今回の地震は東日本大震災の余震とし、グループ補助金の適用を発表しました。一刻も早い支援が求められます。

③2月13日に発生した地震について、被災した事業者の事業継続に特別の支援を行うべきと思いますが、県の考えをお聞きます。

住宅被害が大きい自治体では、り災証明書の発行が遅れています。新型コロナや確定申告の時期と重なり、被害状況の把握や応急物資配布などの対応でも職員の手が取られてい

ます。また、被害判定ができる職員が不足しているとも言います。そこで、

④2月13日に発生した地震に係る、住家の被害認定調査や被災証明書の発行について、市町村への人的支援を行うべきと思うが、県の考えをお聞きします。

⑤市町村が行う公共土木施設の被害状況調査を支援するため、県の技術職員を派遣すべきと思うが、考えをお聞きします。

二、原発問題について

女川原発2号機は、事故を起こした東京電力福島第1原発と同じ型の原子炉です。震災時は、地震により、1～3号機すべてが緊急停止し、約13mの津波に襲われ、2号機の原子炉建屋の地下は浸水しました。外部電源は5系統のうち4系統が失われるなど、あわや重大事故直前の状況にいたりしました。今年2月、原子力規制委員会は、津波対策などを講じたとして、2号機を新規規制基準に適合としました。

しかし、宮城県沖で今後30年以内にマグニチュード7クラスの地震が起きる確率は90%という想定もあり、福島県は女川原発までわずか76kmです。

①女川原発の再稼働に反対の立場を示すべきと思うが、県の考えをお聞きします

柏崎刈羽原発の東電職員が昨年、他職員のIDカードを使って中央制御室に不正に入室した問題は、最も安全が確保されなければならないはずの原子力発電所で起きた重大事象です。このずさんな対応は、東電に原発運転資格がないと言わざるを得ません。

さらに、原子力規制委員会は、柏崎刈羽原発の保安規定変更案を了承、「適格性」を直後に認めています。規制機関としての役割を果たしているとは言えません。

②県内原子力発電所のセキュリティ対策が確実に講じられるよう、東京電力に求めるべきと思うが、県の考えをお聞きします。

福島原発事故後、福島県は、国内13の原発立地県の中で唯一「原発ゼロ」を実現しました。県議会をはじめ、県内すべての自治体で全基廃炉を求める請願・意見書が採択され、「オール福島」の世論と運動が国・東電を追い詰めた結果です。しかし、その一方で国や原発事業者により原発再稼働の動きが出てきており、許すことができません。

福島原発事故により避難を余儀なくされた多くの被災者は、10年たっても故郷に戻れず、経済的にも精神的にも今なお苦しんでいるのです。原発は、使用済み燃料や核のゴミの処理すら決まっておらず、将来にわたり人間生活や地域環境を破壊します。「原発に依存しない県づくり」を目指す県は、国内原発ゼロの発信地となるべきです。

③国に対して原発ゼロの決断を求めるべきと思いますが、知事の考えをお聞きします。

汚染水の海洋放出について、県民多数の声を無視して海洋放出を決定することは許され

ません。

漁業は水揚げも事故前の 17.5%にとどまり、関連する水産加工業や仲卸、小売業も苦境の中にあります。4月から本格操業に向けて歩みだしているところであり、海洋放出は、こうした努力を一瞬で崩すことになります。海洋放出はせずタンク保管を継続することです。④多核種除去設備等で処理した汚染水は、タンクでの保管を継続するよう国に求めるべきと思うが、県の考えをお聞きします。

三、避難者支援について

震災原発事故から 10 年がたち、避難が長期化する下で、避難者の方々は精神的にも経済的にも追い詰められています。県が発表する避難者は 3 万 6 千人ですが、避難をして故郷に「戻れない」方は、その 2 倍にも及びます。今でも多くの避難者は、差別と分断に苦しめられています。

共同通信が昨年 11 月に対面で行ったアンケートでは、「震災を思いだしつらいと感じることがある」は、3 割に上ります。

昨年、精神科医の蟻塚医師が行った浪江町避難者の大規模調査は、心に大きな傷を負った実態が浮き彫りになりました。浪江町の帰還困難区域の住民の約半数に PTSD が疑われ、3 割近くがうつ病などの疑いがあるといわれています。特に、高齢者にとどまらず、現役世代の苦しむ姿が明らかになっています。

①県内外に避難している被災者に対する心のケアを強化するため、専門員の配置などの支援を強めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

災害公営住宅での孤独死が増えていることが報道され、それによると 2016 年から 20 年までに 52 人の方が亡くなり、昨年は、20 人と過去最多になりました。災害公営住宅の約 3 割が一人住まいです。望まぬ避難生活の中で身寄りもなく一人暮らしになっているのです。増える孤独死をなくすために、一人暮らしの避難者に対して、支援員による日常的な見回りの実施が必要です。そこで

②復興公営住宅居住者の孤独死を防ぐため、生活支援相談員による支援を強化すべきと思うが、県の考えをお聞きします。

四、復興について

復興を目的に、浪江町棚塩地区に巨大酪農施設が計画されています。近隣の住民からは環境への影響など不安が上がっています。計画は約 24ha に乳牛を約 1 千頭を飼育し、牛乳を年間 1 万トンの生産をする見込み、機械化を導入するなど「参事便乗型」の復興そのものです。

昨年 7 月には、棚塩地区 61 世帯中 35 世帯が反対の意思を示しています。酪農施設の整備は住民の理解が得られていなければならず、住民無視の強引な建設はすべきではありません。

せん。

①浪江町の大規模酪農施設は、地元合意がない中では建設を進めるべきではないと思うが、県の考えをお聞きします。

五、コロナ禍における雇用について

コロナ禍の下で飲食業や観光業は経営の危機に見舞われ、そこで働く労働者は雇用危機に直面しています。報道では、コロナを起因とする解雇、雇止めは8万4千人を超え、非正規雇用労働者は4万人を超えています。この数字は全国の労働局届け出の数で、実際はこれを上回るといわれています。民間の推計では、パートやアルバイトとして働く女性の内7.7%にあたる90万人が時短やシフトの変更など解雇に至らないまでも実質的な失業状態に追いやられています。

県内労働者は、原発事故、台風災害、コロナと二重三重の被害を受けています。県内の中小企業の状況と雇用の実態をつかみ各種支援策などの継続を求めるべきです。

①県は、コロナ禍における雇用状況をどのように把握しているか、お聞きします。

県が緊急雇用としている会計年度任用職員の採用枠を大きく増やすべきです。

②解雇・雇止めとなった労働者に対し、県が直接雇用を含めた緊急雇用事業をおこなうべきと思うが、考えをお聞きします。

六、再生可能エネルギーについて

いわき好間工業団地でエイブルエナジー合同会社によって11万2千キロワットの出力で年間50万トンの木質ペレットを輸入する大規模なバイオマス発電の操業が予定されています。バイオマス発電は、林業や農山村の活性化が期待される一方で、大規模発電は温暖化防止に逆行します。バイオマス発電は、燃料の木質ペレットなどを燃焼することにより大量の二酸化炭素を排出し、化石燃料より単位エネルギー当たりの二酸化炭素の排出量は多いといわれています。燃料の生産・加工・輸送の段階でも排出します。

大規模なバイオマス発電は、大量の燃料を消費するため、海外の生産地では無秩序な森林伐採が大きな問題になっています。燃料輸入国の日本では、エネルギー生産において燃焼時の二酸化炭素排出量は算定されないのです。

①大規模なバイオマス発電事業については、温室効果ガスによる環境への影響に配慮するよう事業者を求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

再エネ普及と同時に省エネの推進が必要です。県は、省エネルギー住宅改修補助事業を実施しています。屋根天井、壁などの断熱、窓の断熱改修などへの補助で、昨年度は2回にわたり募集を行い、108戸の募集に対し、応募は353戸と募集数を大きく超えています。

②民間住宅の省エネルギー改修に対する補助を拡充すべきと思うが、県の考えをお聞きし

ます。

七、夏井川について

夏井川の河川災害復旧事業について、「次の台風まで間に合うか」「河道掘削を早く終わらせてほしい」など住民からは不安や要望が出されています。また、安心して住み続けるために、堤防については、市街地部分は河川側も住宅側もブロック張りでより強固なものにと望んでいます。台風被害を受けた長野県の千曲川では、堤防決壊個所の前後約 500m の表面全面をブロックで覆う工事をしています。そこで、

①夏井川の改良復旧事業について、市街地の区間は堤防の両面全体をブロックで補強すべきと思うが、県の考えをお聞きします。

②夏井川の改良復旧事業について、工事の進捗状況を地域住民にわかりやすく説明すべきと思うが、県の考えをお聞きします。

八、小名浜港について

知事は、2050 年までに温室効果ガス実質ゼロを打ち出しました。この流れを加速させ、産業分野での排出量の削減に取り組まなければなりません。

福島県は、県内 2 か所の IGCC 型石炭火力発電などの推進のために、小名浜港を石炭貨物のバルク港として整備を進めてきました。脱石炭の世界的な流れの中で温室効果ガス実質ゼロのために小名浜港の性格の見直しが当然求められます。また、小名浜港で働く労働者の雇用や物流産業の保護が求められます。

①石炭貨物が減少することが予想される中、小名浜港の位置づけを見直すべきと思うが、県の考えをお聞きします。

九、県立高等学校の統廃合について

田島高等学校と南会津高等学校の統廃合は、教育のみならず、地域の振興にも大きく影響し、バス路線の維持、伝統文化の継承、何よりも町の「賑わい」など、人口減少対策に取り組む自治体に冷や水を浴びせることにもなり、地域の振興にも逆行します。

存続を求める住民は、県教育委員会に対して改革懇談会や住民説明会を引き続き実施することを求めています。改革懇談会や住民説明会は、合意が出来るまで開催すべきです。

①田島高等学校と南会津高等学校の統廃合については、改革懇談会を継続すべきと思うが、県教育委員会の考えをお聞きします。

②県立高等学校改革前期実施計画は凍結すべきと思うが、県教育委員会の考えをお聞きします。

十、イノシシの管理計画の見直しについて

「イノシシ被害は収束どころか広がっている」など、捕獲が不十分ではないかとの声が多数寄せられています。県内農作物の鳥獣被害額は2019年度、1億7千万円あまりでこの10年間で2番目に高くなっています。被害を抑えるためにも、県内のイノシシの生息数や適正個体数を明確にした対応とともに狩猟者への支援が求められます。

①実効性のあるイノシシ管理計画とするため、捕獲目標を明確にし、捕獲の強化を図るべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

②イノシシの狩猟捕獲に係る助成額を引き上げるべきと思うが、県の考えをお聞きします。

十一、核兵器禁止条約の署名・批准について

核兵器の保有や使用、威嚇などが国際法の下で違法となる核兵器禁止条約が今年1月22日、発効しました。世界唯一の戦争被爆国の日本が加盟していないのは、被爆者の願いに逆行する異常な態度だといわざるを得ません。

核兵器廃絶を願う人々の運動で上野東照宮に灯し続けてきた「広島、長崎の火」が、原発被災地である檜葉町の宝鏡寺に、「非核の火」として灯し続けることになりました。原発被災地に「非核の火」を灯し続ける意義は大きいものがあります。

福島県は、「核」の被害を受けた県として、「原発も原爆も人類とは共存できないとの立場に立つべきです。政府に署名・批准を求める自治体は519自治体に上り、県内では25の自治体に上ります。福島県は、積極的な発言をすべきです。そこで、

①核兵器禁止条約への署名・批准を国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

以上で私の質問を終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事

吉田議員の御質問にお答えいたします。

原子力政策につきましては、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。

県といたしましては、引き続き、いまだ途上にある県内原発の全基廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めるよう国と東京電力に強く求めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的推進を始めとした政策にしっかりと取り組み、原子力に依存しない社会づくりを実現してまいります。

一、福島県沖の地震について

危機管理部長

2月13日に発生した地震につきましては、同日付けで県内17の自治体に災害救助法を適用したところであります。今後は、市町村において実施している住家の被害認定調査の結果等を踏まえながら、国の制度要件を満たす場合には、速やかに適用してまいります。

次に、県独自の見舞金の支給につきましては、現在、市町村と連携して住家の被害認定調査に取り組んでいるところであり、被害状況に応じて、様々な支援制度を活用しながら、被災者の生活再建を支援してまいります。

次に、住家の被害認定調査等に係る市町村への人的支援につきましては、本日までに、県職員を5つの自治体に延べ132人派遣しているところであり、引き続き、市町村と連携して被災者の生活再建の支援に取り組んでまいります。

商工労働部長

2月13日に発生した地震の被災事業者への支援につきましては、先週26日に、国が特例として措置すると発表した中小企業等グループ補助金を活用し、事業の再開、継続が図られるよう取り組んでまいります。

土木部長

福島県沖の地震に伴い市町村が行う公共土木施設の被害状況調査につきましては、下水道管の調査に職員を派遣するなど技術的支援を行っております。

二、原発問題について

企画調整部長

女川原発の再稼働につきましては、原子力政策は、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。県といたしましては、引き続き、「原子力に依存しない社会づくり」という本県復興の基本理念の下、再生可能エネルギーの導入拡大や水素エネルギーに関する取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。

危機管理部長

県内原子力発電所のセキュリティ対策につきましては、核物質に関わる犯罪行為等を防止するため、非常に重要であると認識しております。このため、東京電力に対し、セキュリティ対策の重要性について、廃炉に関わる東京電力社員を始めとする全ての作業員が、同じ認識を共有するための対策を徹底するよう求めてまいります。

次に、処理水の取扱いにつきましては、国の小委員会において、タンク保管の継続を含む様々な処分方法やトリチウム分離技術の現状、さらには、風評被害などの社会的観点も

含め専門家による総合的な検討を行い、報告書が取りまとめられたところであります。引き続き、国の責任において、様々な意見を踏まえながら、慎重に対応方針を検討するよう求めてまいります。

三、避難者支援について

保健福祉部長

被災者に対する心のケアにつきましては、専門的知識を持って対応できる県内外の団体へ委託し、精神保健福祉士等による相談や、市町村の保健師等が行う訪問活動への支援に取り組んでおります。今後とも、関係機関と連携して相談活動等を継続し、不安や悩みを抱える被災者にきめ細かな支援を行ってまいります。

次に、生活支援相談員による支援につきましては、復興公営住宅の居住者は、一人暮らしや高齢者の方が多いため、地域で孤立することがないように、訪問回数を増やしているほか、避難元と避難先の社会福祉協議会の生活支援相談員が連携して見守るなど、居住者の方が安心して暮らせるよう、支援の充実に努めているところであります。

四、復興について

農林水産部長

浪江町の大規模酪農施設につきましては、浪江町が、住民の戸別訪問や事業説明会を重ねた結果、おおむね地元の理解が得られたと判断して、建設を進めようとしているものと受け止めております。県といたしましては、浪江町の意向を尊重し、適切に対応してまいります。

五、コロナ禍における雇用について

商工労働部長

コロナ禍における雇用状況につきましては、県が設置している中小企業労働相談所や県内八か所の就職相談窓口におけるきめ細かな相談を通して、労働者からの情報を直接収集しているほか、福島労働局や県労働委員会等と緊密に連携しながら把握に努めているところであります。

次に、緊急雇用事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇や雇止めによって職を失った方を対象に、六月から県の会計年度任用職員として直接雇用を行っているところであり、加えて、12月からは、更に多くの雇用が可能となるよう、県の業務を受注する事業者が雇用する方式も実施しており、新年度においても、引き続き就業機会の創出に努めてまいります。

六、再生可能エネルギーについて

生活環境部長

大規模なバイオマス発電事業につきましては、これまでも、環境影響評価手続の中で、現時点で利用可能な最良の技術の導入や今後得られる新たな技術の活用により、温室効果ガスの排出削減対策を講じることなどを事業者に求めてきたところであり、今後も環境への配慮を求めてまいります。

土木部長

民間住宅の省エネルギー改修につきましては、平成28年度から行っている戸建て住宅の断熱改修に対する補助を継続するとともに、関係団体と連携し、国の補助制度等を周知しながら、省エネルギー改修を促進してまいります。

七、夏井川について

土木部長

夏井川の市街地の区間における改良復旧事業につきましては、決壊箇所において、堤防の両面にブロックを設置することとしており、決壊箇所に隣接する区間においては、川側の堤防のり面や住宅地側のり面の下部にブロックを設置することとしております。

次に、夏井川の改良復旧事業の進捗状況につきましては、住民説明会や現場の公開に加え、住民に身近ないわき市内のスーパーにおける工事の状況を示したポスターの掲示などに取り組んでおり、引き続き、進捗状況が地域住民に伝わるよう情報発信に努めてまいります。

八、小名浜港について

土木部長

小名浜港につきましては、地域産業や東日本地域のエネルギー供給を支える国際物流拠点として、国と連携を図りながら整備を進めており、今後とも、多様な貨物需要に対応できるよう港湾機能の強化に取り組んでまいります。

九、県立高等学校の統廃合について

教育長

田島高校と南会津高校の統合につきましては、改革懇談会等において、統合校への通学を心配する御意見を多く頂いております。このため、直接の当事者である中学生の進路選択に支障が出ないよう、寄宿舎の建設や通学費の助成について、統合を前提として具体化を進めるとしたところであり、引き続き保護者や地域の皆様に丁寧に説明し、両校の統合について御理解を頂けるよう努めてまいります。

次に、県立高校改革につきましては、県内の中学校卒業生数が急速に減少する中であっても、子どもたちにより良い教育環境を提供していくために必要であると考えております。このため、県立高等学校改革前期実施計画に基づき、全県的な再編整備を進めるとともに、

改革懇談会で頂いた御意見を踏まえ、社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めてまいる考えであります。

十、イノシシの管理計画の見直しについて

生活環境部長

イノシシの捕獲強化につきましては、管理計画において、捕獲目標を年間2万5千頭とした上で、最大限の捕獲を行うこととしており、前年度は過去最多となる約3万7百頭を捕獲し、今年度は、12月末現在で、前年度の同時期を上回る捕獲を行っております。新年度は、県の直接捕獲枠を更に拡充するほか、新たに、ICT通信機器の貸出しにより、捕獲従事者のわなの見回り負担を軽減するなど、捕獲の一層の強化に取り組んでまいります。

次に、イノシシの狩猟捕獲に係る助成額につきましては、狩猟者の捕獲意欲を高めるため、これまで段階的に引上げを行ってまいりました。これに加え、若手狩猟者のわな等の購入経費や、第一種銃猟免許取得者の教習射撃代の支援など、助成制度を充実させ、狩猟者の負担軽減にも取り組んでおり、今後とも、狩猟者の支援に努めてまいります。

十一、核兵器禁止条約の署名・批准について

総務部長

核兵器禁止につきましては、平成12年7月に、県議会において、「非核平和福島宣言」が決議され、核兵器の廃絶を福島県民全ての願いとして希求することを宣言したところであります。国においては、核兵器のない社会と、恒久平和の実現が図られるよう、核軍縮に向けた議論を、深めていくべきと考えております。

【再質問】

吉田県議

再質問をさせていただきます。

まず知事に質問させていただきます。原発ゼロを求めることについてです。福島県は原発事故から10年が経過をいたしました。今でも被災された方々、本当に苦しみの中にあると思えます。農業や漁業は、いま本当に復興がこれからという、そういう状況にもなってきて、この10年間本当に漁業者の方々本当に苦しんできたわけです。子どもたちとその親も将来への不安を抱いて生活をしてきたと思っております。そうした大元というのが、あの原発事故にあるわけです。知事は原発ゼロを求めるそうした多くの声に対して、国が決めることだという、そういうことで知事自身の発言はなされていないんですが、やはりこの原発事故が起きたこの福島県の知事の責任としてですね、そして原発に頼らない福島県づくり、地域づくりを掲げているその県の知事として原発ゼロという、そのことをですね、強く国に求めるべきだと思うんです。だからその点についてですね、原発ゼロを国に求めること

について再質問をさせていただきたいと思います。

次に、危機管理部長に再質問をさせていただきます。県独自の見舞金についてであります。

この福島県は二重、三重の苦しみの中にあります。原発事故があり、新型コロナウイルス、そして今回の地震の被害。しかし福島県は台風被害の時に、生活再建支援法に該当しない、そういう方に対して見舞金を支給しているという実績もあるわけですから、今回そうした生活再建支援法などに該当しない、そういう方々への見舞い金を検討すべきだと思いますので、ご検討頂きたいと再質問させていただきたいと思います。

同じく危機管理部長に、市町村への罹災証明の発行などに対する市町村支援、これを強めることについてです。

先ほどのご答弁で、5つの自治体に132人の職員が派遣をされていると。いま自治体の中では、この時期は確定申告であるとか、被災された家屋など、様々な住民の方々の要望をお聞きしたり、それに対応することで本当に人手が足りないという状況になっていると思います。被害状況に応じて、自治体の要求に応じて派遣をするということだと思っただけですが、そうした地域の要望に応じてこれからも県の職員の派遣をお願いしたいと思いますので、この点でも、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

商工労働部長に、グループ補助金について質問させていただきます。

国は26日にグループ補助金を適用させるという、そういう報道がありました。そういう答弁もありました。ただ、その枠組みがですね、これからだと。予算もこれからだと思います。本当に被災された方々、事業者の方々が事業継承をきちんとできる、そういうものにならなければならないと思います。いつからこれがきちんとできるのか、そして被災が小規模、小さい自治体もありますので、全県一本ですね、このグループ補助金ができるようにすべきだと思うんですけども、その点についても、ご答弁いただきたいと思います。

【再答弁】

内堀雅雄知事

吉田議員の再質問にお答えいたします。

福島県は、復興の基本理念に原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを掲げ、復興・再生を進めてきたところであります。また、原子力政策につきましては、これまで様々な機会を通じ、本県の原発事故の現状と教訓を踏まえるべきであること、住民の安全・安心の確保を最優先にすべきであることを訴えて参りました。今後とも、こうした発信をしっかりと継続してまいります。

危機管理部長

県独自の見舞金の支給についてであります。現在、県では市町村と連携して住家の被害認定調査に取り組んでいるところであります。引き続き、被害の状況の把握に努めて、様々な制度を活用しながら被災者の生活再建を支援してまいります。

次に、市町村への人的な支援についてありますが、これまで県では、職員を派遣して市町村の支援にあたってきているところであります。引き続き、市町村の要望をお聞きしながら、速やかな被害認定調査及び罹災証明書の交付の支援に取り組んで参ります。

商工労働部長

2月13日の地震で被災をした事業者に対する中小企業等グループ補助金につきましては、これまでの制度を基本として運用可能とされるものと考えております。県といたしまして、速やかに体制を整えまして、事業者の支援に努めてまいります。

【再々質問】

吉田県議

再々質問をさせていただきます。商工労働部長にお聞きをしたいと思います。

このグループ補助金は全県一円ですね、一つでも、そういう支援の仕方も検討してみたらいいのではないかと思います。その辺の検討はどうかお聞きしたいのと、コロナ下における県の直接雇用について再質問したいと思います。部長答弁では、会計年度職員で対応なさると。しかし、この採用枠はですね、たぶん増えていないと思います。この任用職員に応募しようとしてもなかなかですね、種類が多様でないものですから、応募する方も躊躇してしまうというそういうこともあると思います。このコロナの下ですね、女性の方、非正規の方、雇用が本当に大変になっています。それを県の施策として雇用の場を作っていくのは本当に大事なことだと思います。直接雇用をどういう風に増やしていくのか、会計年度任用職員の採用枠を大きく増やすべきだと思います。そして様々な職種で働けるよう、そういう枠も広げるというのも必要だと思います。そして失業対策事業、こうした取り組みも緊急な取り組みとして必要だと思います。コロナ下で、県の直接雇用でどう拡大していくのか、再質問させていただきたいと思います。

教育長に、高校の統廃合についてお聞きをしたいと思います。

田島高校と南会津高校の統廃合については、まだ住民の方々、関係者の方々の合意が得られていないものだと私は理解をしています。県は、教育委員会のほうでは、改革懇談会や住民の方々が求める住民説明会をですね、住民の方々の要望に応じて、必要に応じて継続して開くという事が大事なことで、統廃合はすべての方が、多くの方が合意と納得

のもとで進めるということが本当に求められると思うんですけど、まだそういうことにはなっていない。そのまま進めれば、結論の押し付けにしかないのではないかと思います。特にこの地域では人口減少が著しく起きていて、そのために地域の方々が努力をしているという最中だということも聞いています。ですから、地域の努力に冷や水を浴びせるような、そういうものであってはならないと思います。

田島高校と南会津高等学校の統廃合について、住民説明会そして改革懇談会など、住民の方々の要望に応じてこれからも継続して開いていただきたい、このことを再質問させていただきます。

【再々答弁】

商工労働部長

グループ補助金につきましては、これまでの制度を基本として運用可能とされるものと考えております。全県一円が対象となるというふうに考えておりますが、その点につきましては、今後、国ともしっかりと協議させていただきます。

緊急雇用事業につきましては、県の会計年度任用職員の枠を増やして今年度を直接雇用を行ってまいりました。加えまして、12月からは、県で雇用する以外の形も導入をしているということでございます。新年度におきましては、この県以外の、県の業務を受注する事業者が雇用する方式、これによって、雇用の枠を増やして取り組んでいきたいというふうに考えております。

教育長

南会津町における高等学校の統合の件でございますが、まずは直接、当事者である中学生あるいは保護者等に対する説明の場を設けて参りますほか、内容にですね、大きな変更であるとか進展であるとか動きがあれば、その必要に応じて、懇談会も含めてですね、地域の皆様には丁寧に説明を続け、ご理解をいただくよう努めてまいります。

以上